

志摩市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の廃止について

1. 条例を廃止する理由

「志摩市新型コロナウイルス感染症対策基金条例」は、新型コロナウイルス感染症の予防、生活支援対策、地域経済対策等に資するため、志摩市新型コロナウイルス感染症対策基金を設置し、適切な時期に当該目的を達成するための経費の財源に充て処分を行えるよう、令和2年6月24日に制定されました。

しかしながら、令和5年5月8日をもって、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」から「5類感染症」に変更されました。このような前向きな状況の変化を受けて、本基金の設置当初に担っていた目的や役割を果たすことが出来たと判断できるため、本条例を廃止するものです。

2. 廃止する条例の要点

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症へ変更され、本基金の設置目的や役割を果たすことが出来たと判断できるため、本条例を廃止します。

3. 廃止による効果等

本条例の廃止により、本基金の積み立てや管理等を終了します。